

別表第 1

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
(1) 休日夜間急患センター施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表第 2 に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 (1) 人口10万人以上の場合 150㎡ (ただし、特別に必要がある場合は300㎡を限度とする。) (2) 人口5万人以上10万人未満の場合 100㎡ (ただし、特別に必要がある場合は200㎡を限度とする。)	休日夜間急患センターとして必要な次の各部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費 診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、検査室、事務室、待合室、仮眠室、病室、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備 等
(2) 救命救急センター施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表第 2 に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 2,300㎡ (ただし、30床未満の場合は、1床当たり30㎡を減じるものとし、脳卒中専用病室（SCU）を整備する場合は、1床当たり（4床を限度とする。）15㎡を加算し、小児救急専門病床（小児専門集中治療室）を整備する場合は、1床当たり（6床を限度とする。）15㎡を加算し、心臓病専用病室（CCU）を整備する場合は、1床当たり（4床を限度とする。）15㎡を加算し、重症外傷専用病室（重症外傷用集中治療室）を整備する場合は、1床当たり（4床を限度とする。）15㎡を加算する。)	救命救急センターとして必要な次の各部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費 (1) 病棟 (病室、集中治療病室（ICU）、記録室、処置室、診察室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等) (2) 診療棟 (検査室、エックス線室、操作室、手術室、回復室、準備室、浴室、診察室、廊下、待合室、便所、暖冷房、附属設備 等) (3) その他 (事務室、機械室、自家発電室 等) (4) 脳卒中専用病室（SCU） (5) 小児救急専門病床（小児専門集中治療室） (6) 心臓病専用病室（CCU） (7) 重症外傷専用病室（重症外傷用集中治療室）
	ヘリポート1医療機関当たり 125,436千円	ヘリポート整備に必要な工事費又は工事請負費
	脳卒中専用病室（SCU）を整備する場合、次に掲げる基準面積に別表第 2 に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 15㎡×脳卒中専用病床数 (ただし、4床を限度とする。)	脳卒中専用病室（SCU）として必要な次の部門の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費 病棟（脳卒中専用病室、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等）

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
	小児救急専門病床（小児専門集中治療室）を整備する場合、次に掲げる基準面積に別表第2に定める単価を乗じた額の合計額とする。 基準面積 $15\text{m}^2 \times \text{小児救急専門病床数}$ （ただし、6床を限度とする。）	小児救急専門病床（小児専門集中治療室）として必要な新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費 病棟（小児専門集中治療室、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等）
	心臓病専用病室（CCU）を整備する場合、次に掲げる基準面積に別表第2に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 $15\text{m}^2 \times \text{心臓病専門病床数}$ （ただし、4床を限度とする。）	心臓病専用病室（CCU）として必要な新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費 病棟（心臓病専用病室、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等）
	重症外傷専用病室（重症外傷用集中治療室）を整備する場合、次に掲げる基準面積に別表第2に定める単価を乗じた額の合計額とする。 基準面積 $15\text{m}^2 \times \text{重症外傷専門病床数}$ （ただし、4床を限度とする。）	重症外傷専用病室（重症外傷用集中治療室）として必要な新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費 病棟（重症外傷用集中治療室、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等）
	補強が必要と認められるもの 基準面積 $2,300\text{m}^2 \times 108,900\text{円}$	救命救急センターとして必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費
(3) 小児医療施設 施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表第2に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 $1,300\text{m}^2$ ただし、小児総合病院については、$4,000\text{m}^2$	小児医療施設として必要な次の各部門の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費 (1) 診療棟 （診察室、検査室、エックス線室、手術室 等） (2) 小児専用病棟 （病室、未熟児室、新生児室、記録室、患者食堂、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所 等）
(4) 周産期医療施設 施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表第2に定める単価を乗じた額とする。 (1) MFICU整備 基準面積 500m^2 (2) 産科区域整備 病棟等の感染対策に係る整備 対象面積1m^2当たり 基準単価309,900円	母体・胎児集中治療管理室として必要な次の各部門の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費 周産期専用病棟（母体・胎児集中治療管理室を含む。） （病室、記録室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所 等） 産科区域整備に必要な各部門の病棟入り口の扉の設置、病棟のゾーニングを行うための改修等に要する工事費又は工事請負費

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
(5) 医療施設近代化施設整備事業	次により算定された額の合計額とする。 (1) 精神病棟 ア及びイに掲げる基準面積（＝ア＋イ）に別表第2に定める単価を乗じた額と、ウにより算定された額との合計額とする。 ア 病棟整備 (ア) 1床ごとの病室面積を6.4㎡以上かつ1床当たりの病棟面積を18㎡以上確保する場合 25㎡×整備後の整備区域の病床数 (イ) 1床ごとの病室面積を5.8㎡以上かつ1床当たりの病棟面積を16㎡以上確保する場合 22㎡×整備後の整備区域の病床数 イ 病棟のほか、患者サービスの向上等を図るため、対象経費の欄に掲げる整備事業を併せて行う場合 (ア) 整備区域の病床数を20%以上削減する場合 25㎡×整備後の整備区域の病床数 (イ) 整備区域の病床数を20%未満削減する場合 15㎡×整備後の整備区域の病床数 ウ 医療機関の情報化の推進を図るため、電子カルテシステムを併せて整備する場合で、別に定める条件を満たす場合 1床当たり605千円×整備後の整備区域の病床数	医療施設の患者の療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境の改善及び患者のサービスの向上等につながる次の部門の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 (1) 精神病棟 ア 病棟 (病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、機能訓練室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等) イ 次に掲げる整備のうち知事が認める部門 (ア) 患者療養環境改善整備 (イ) 医療従事者職場環境改善整備 (ウ) 衛生環境改善整備 (エ) 業務の高度情報処理化及び快適環境の整備 (オ) 乳幼児を抱える母親の通院等のための環境整備 ウ 電子カルテシステムの整備

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
	(2) 結核病棟改修等整備事業 ア及びイに掲げる基準面積（＝ア＋イ）に別表第2に定める単価を乗じた額とする。 ア 病棟整備 (ア) 1床ごとの病室面積を6.4㎡以上かつ1床当たりの病棟面積を18㎡以上確保する場合 25㎡×整備後の整備区域の病床数 (イ) 1床ごとの病室面積を5.8㎡以上かつ1床当たりの病棟面積を16㎡以上確保する場合 22㎡×整備後の整備区域の病床数 イ 陰圧化等空調整備を併せて行う場合 15㎡×整備後の整備区域の病床数 (3) 診療所 ア 承継に伴う診療所 次に掲げる基準面積に別表第2に定める単価を乗じた額とする。 (ア) 無床の場合 160㎡ (イ) 有床の場合 ① 5床以下の場合 240㎡ ② 6床以上の場合 760㎡ イ 改修等により療養病床を整備する診療所 1床当たり10,695千円×整備後の療養病床の病床数	(2) 結核病棟改修等整備事業 （病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等） (3) 診療所 （診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師詰め所、玄関、廊下、便所、暖冷房、附属設備、救急患者搬入口、スロープ、療養指導室 等） ただし、改修等により療養病床を整備する診療所にあつては、次のとおりとする。 （病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、機能訓練室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等（外来部門を除く。））

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
	(4) 療養病床療養環境改善事業 ア及びイに掲げる基準面積（＝ア＋イ）に別表第2に定める単価を乗じた額と、ウにより算定された額との合計額とする。 ア 機能訓練室 1 医療機関当たり 40㎡ イ 患者食堂 療養病床1床当たり 1 ㎡ ウ 浴室 浴室1か所当たり 31,267千円 ただし、特に知事が必要と認める場合は、62,543千円とする。 (5) 介護老人保健施設及び診療所 病院又は有床診療所の病床を廃止（この場合、診療所の併設が必要）又は削減し、当該患者を介護老人保健施設から在宅に至るまでの診療計画に基づき入所させるための介護老人保健施設及び診療所を整備する場合 ア 介護老人保健施設 整備する介護老人保健施設の入所定員数（削減した病院又は有床診療所病床数を上限とする。）×1床当たり単価 (1床当たり単価) 新築 11,046千円 改築 13,255千円 改修 5,523千円 イ 病院又は有床診療所を廃止し、介護老人保健施設に併設する診療所を整備する場合 次に掲げる基準面積に別表第2に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 160㎡	(4) 療養病床療養環境改善事業 （機能訓練室、患者食堂、浴室、附属設備 等） (5) 介護老人保健施設及び診療所 ア 介護老人保健施設 整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用（旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等）をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。） ただし、別の補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。 イ 診療所 （診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師詰め所、玄関、廊下、便所、暖冷房、附属設備、救急患者搬入口、スロープ、療養指導室 等）

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
(6) 地域災害拠点 病院施設整備事 業	(1) ア 補強が必要と認められる もの 基準面積 (イを除く工法によるもの) 2,300㎡×108,900円	地域災害拠点病院として必要な新 築、増改築に伴う補強及び既存建物 に対する補強に要する工事費又は工 事請負費
	イ 上記補強を免震化工法により 実施する場合 基準面積 2,300㎡×119,830円	
	ウ 耐震構造指標であるIs値が0.4 未満の建物を有する病院 (エを除 く工法によるもの) 基準面積 2,300㎡×517,800円	
	エ 上記補強を免震化工法により 実施する場合 基準面積 2,300㎡×569,660円	
	備蓄倉庫1 医療機関当たり 60,434千円	
	非常用自家発電設備1 医療機関当 たり 196,311千円	
	受水槽1 医療機関当たり 180,908千円	
	ヘリポート1 医療機関当たり 104,292千円	ヘリポート整備に必要な工事費又 は工事請負費
	給水設備1 医療機関当たり 85,071千円	給水設備整備（地下水利用のため の設備整備、受水槽増設又は補強 等）に必要な工事費又は工事請負費
	燃料タンク1 医療機関当たり 39,231千円	非常用自家発電装置の燃料タンク 増設又は補強等に必要な工事費又は 工事請負費
(7) 医療施設耐震 整備事業	(1) ア 構造耐震指標であるIs 値が0.4以上0.6未満の建物を 有する第二次救急医療施 設等の病院（地方公共団体 、地方独行政法人、日本赤 十字社、社会福祉法人恩賜 財団済生会、全国厚生農業 協同組合連合会及び社会福 祉法人北海道社会事業協会 を除く。） 基準面積 2,300㎡×108,900円	医療施設耐震整備として必要な新 築、増改築に伴う補強及び既存建物 に対する補強に要する工事費又は工 事請負費

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
	イ 上記補強を免震化工法により実施する場合 基準面積 2,300㎡×119,830円 (2) ア 構造耐震指標であるIs値が0.4未満の建物を有する第二次救急医療施設等の病院（地方公共団体、地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。） イ 耐震構造指標であるIs値が0.3未満の建物を有する病院（第二次救急医療施設等の病院、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。） 基準面積 2,300㎡×517,800円 ウ 上記補強を免震化工法により実施する場合 基準面積 2,300㎡×569,660円	
(8) 院内感染対策施設整備事業	1 室当たり38,109千円とし、空調設備（空気清浄度クラス1万以上）を整備する場合は、40,354千円を加算する。	病院の感染者のための個室設備に必要な工事費又は工事請負費
(9) 解剖・死亡時画像診断等施設整備事業	1 施設当たり (1) 死亡時画像診断室整備の場合 90,653千円 (2) 解剖室等整備の場合 224,993千円	死因究明のための解剖や死亡時画像診断、薬毒物検査の実施に必要な施設の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費
(10) 非常用自家発電設備及び給水設備整備事業	非常用自家発電設備 1 医療機関当たり 196,311千円	非常用自家発電設備整備又は更新に必要な工事費又は工事請負費
	受水槽 1 医療機関当たり 180,908千円	受水槽整備又は更新に必要な工事費又は工事請負費
	給水設備 1 医療機関当たり 85,071千円	給水設備（地下水利用のための設備整備、受水槽増設又は補強等）に必要な工事費又は工事請負費
	燃料タンク 1 医療機関当たり 39,231千円	非常用自家発電設備の燃料タンク増設又は補強等に必要な工事費又は工事請負費

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
(11) 医療施設浸水対策事業	(1) 医療用設備の想定浸水深または基準水位以上への移設が必要と認められるもの 1 医療機関あたり55,400千円	医療用設備の想定浸水深または基準水位以上への移設に必要な工事費又は工事請負費
	(2) 電源設備の想定浸水深または基準水位以上への移設が必要と認められるもの 1 医療機関あたり43,717千円	電源設備の想定浸水深または基準水位以上への移設に必要な工事費又は工事請負費
	(3) 止水板もしくは防水壁の設置が必要と認められるもの 1 医療機関あたり77,867千円	止水板もしくは防水壁の設置に必要な工事費又は工事請負費
	(4) 排水ポンプ及び雨水貯留槽の設置が必要と認められるもの 1 医療機関あたり30,326千円	排水ポンプ及び雨水貯留槽の設置に必要な工事費又は工事請負費
(12) 医療施設ブロック塀改修等施設整備事業	対象の長さ1m当たり 基準単価104千円 (ただし、30mを上限とする。)	ブロック塀の改修等に必要な工事費又は工事請負費
(13) 分娩取扱施設施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表第2に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 (1) 分娩室、病室、入所室等 194㎡ (2) 宿泊施設 室数×40㎡ (ただし2室を限度とする。)	分娩取扱施設として必要な次の各部門の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 (1) 分娩室、病室、入所室等 (2) 宿泊施設

- (注) 1 過去に同一事業について補助を受け、現に使用しているときは、基準面積（基準面積が定められていないときは基準額とする。以下この項において同じ。）から当該補助の際の基準面積を差し引いた面積を基準面積とする。
- 2 補助対象面積が基準面積を下回るときは、当該補助対象面積を基準面積とする。
- 3 補強の基準単価は補強事業における単価であり、補強単価が基準単価を下回るときは、当該補強単価を基準単価とする。
- 4 医療施設耐震整備事業における第二次救急医療施設等とは、救命救急センター、病院群輪番制病院、小児救急医療拠点病院、小児救急医療支援事業参加病院、共同利用型病院及びその他災害時における医療の提供に必要な医療機関（第二次救急医療施設として必要な診療機能を有するもの）。

別表第2

事業区分	種目等	1平方メートル当たり単価（単位：円）		
		鉄筋 コンクリート造	ブロック造	木造
(1) 休日夜間急患 センター施設整備 事業		558,000円	444,000円	362,000円
(2) 救命救急セン ター施設整備事 業		558,000円	—	—
(3) 小児医療施設 施設整備事業	病棟	558,000円	444,000円	—
	診療棟	558,000円	444,000円	—
(4) 周産期医療施 設施設整備事業		558,000円	444,000円	—
(5) 医療施設近代 化施設整備事業	病院	558,000円	444,000円	—
	診療所	558,000円	444,000円	362,000円
(13) 分娩取扱施設 施設整備事業	分娩室、病室、 入所室等	558,000円	444,000円	362,000円
	宿泊施設	558,000円	444,000円	362,000円

(注) 1 上記基準単価は、新築及び増改築事業における基準額算定の限定となる単価であり、建築単価が基準単価を下回るときは、当該建築単価を基準単価とする。

2 建物の構造が上記に該当しない場合の単価は、次のとおりとする。

- (1) 鉄骨鉄筋コンクリート構造については、鉄筋コンクリート造の単価を用いる。
- (2) 鉄骨構造の場合で、強度・耐久性が鉄筋コンクリート構造と同等の工法である場合（ラーメン構造等の場合で設計者等が強度・耐久性を証明できる場合は、鉄筋コンクリート単価を用い、その他についてはブロック単価を用いる。
- (3) 鉄骨と鉄筋コンクリートの複合建築については、鉄筋コンクリートの比率が50%以上である場合は鉄筋コンクリート造の単価とし、50%未満である場合はブロック造の単価とする。

別表第3 既存病床数の割合による調整（前年度3月31日現在）

既存病床数が医療計画上の基準病床数に占める割合 （精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床、一般病床の合計）	調整率
105%以上	0.95
105%未満	1.00

別表第 4

財 産 の 種 類	期 間	
	病 院	寄宿舍、養成所、 住宅用又は宿泊所 用の院内保育所
(1) 鉄骨鉄筋コンクリート造又は 鉄筋コンクリート造のもの	39年	47年
(2) れんが造、石造又はブロック 造のもの	36年	38年
(3) 金属造のもの（骨格材の肉厚 が 4 mmを超えるもの）	29年	34年
(4) 金属造のもの（骨格材の肉厚 が 3 mmを超えるもの）	24年	27年
(5) 金属造のもの（骨格材の肉厚 が 3 mm以下のもの）	17年	19年
(6) 木造又は合成樹脂のもの	17年	22年
(7) 木造モルタル造のもの	15年	20年